

第 7 5 回

前橋市都市計画審議会議案

目 次

- 1 都市計画に関する基本的な方針（前橋市都市計画マスタープラン）の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（4号案件）

1号案件：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計
（付議案件）画に関する議案（前橋市決定）

2号案件：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見
（諮問案件）を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）

3号案件：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等
（付議案件）を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに
（諮問案件）よる敷地位置指定等）

4号案件：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計
（諮問案件）画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

5号案件：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に
（諮問案件）ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの

諮問第1号

前橋市都市計画審議会 様

都市計画に関する基本的な方針（前橋市都市計画マスタープラン）の変更
について

都市計画に関する基本的な方針（前橋市都市計画マスタープラン）の変更について、
別添のとおり審議会に諮問します。

令和8年1月30日

前橋市長 小 川



第1号議案

都市計画に関する基本的な方針(前橋市都市計画マスタープラン)の変更
について(諮問)

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の意見を
求めます。

令和8年2月25日

前橋市都市計画審議会会長